

湯沢市エネルギー価格高騰対策緊急支援金給付要綱

令和4年12月16日

告示第167号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、エネルギー価格高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付の目的)

第2条 この支援金は、エネルギー価格の高騰により、その影響を受ける事業者に対して支援金を給付することにより、当該事業者の事業の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 確定申告等 法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項に規定する申告書の提出、所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第1項に規定する申告書の提出又は地方税法（昭和25年法律第226号）第45条の2及び第317条の2に規定する申告書の提出をいう。
- (2) 対象期間 法人にあつては、支援金の給付を申請する日（以下「申請日」という。）の直前に実施した確定申告等の対象となる期間（設立以降最初の確定申告等の期日が到来していない法人にあつては、令和4年1月から12月までの期間）をいい、個人事業者にあつては、令和3年1月から12月までの期間（令和4年1月以降に事業を開始した者にあつては、事業を開始した月から令和4年12月までの期間）をいう。

(支援対象者)

第4条 支援金の給付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 申請日において、市内に事業所又は住所若しくは主たる事務所を有する者
- (3) 令和4年12月31日までに事業を開始し、かつ、申請日現在において事業を

営んでいる者

- (4) 支援金の申請後1年以上中小企業者として事業を継続する意思を有する者
- (5) 市税に滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付の対象としない。

- (1) 既にこの告示の規定による支援金の給付を受けた者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者（支援対象経費）

第5条 支援金の給付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、支援対象者が対象期間において事業に要した光熱水費及び燃料費とする。

（支援金の額）

第6条 支援金の額は、支援対象経費の総額の10分の1以内の額とし、50万円を上限に予算の範囲内で給付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（支援金の給付申請）

第7条 支援金の給付を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、令和5年2月28日までに、エネルギー価格高騰対策緊急支援金給付申請書兼請求書（様式第1号。以下「給付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 法人にあっては次に掲げる書類の写しで、收受印が付される等提出先の受領が確認できるもの

ア 申請日以前に確定申告等をしている者にあつては、申請日の直近の確定申告等に係る法人税確定申告書（法人税法第2条第1項第31号の確定申告書をいう。）別表一及び法人事業概況説明書（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第35条第4号に規定する書類をいう。）

イ アに係る決算報告書の損益計算書又は収支計算書

ウ 設立以降最初の確定申告等の期日が到来していない者にあつては、法人設立届出書及び対象期間における支援対象経費の支出を証する領収書等

エ 市外に本店や主たる事務所を有する者又は設立以降最初の確定申告等の期日が到来していない者にあつては、営業証明書の写し

(2) 個人事業者にあつては次に掲げる書類の写しで、收受印が付される等提出先の受領が確認できるもの

ア 対象期間の売上高に係る確定申告等を実施している者にあつては、令和3年の売上高に係る確定申告等において作成した所得税確定申告書（所得税法第2条第1項第37号の確定申告書をいう。）第一表及び第二表又は市民税・県民税申告書（湯沢市市税条例（平成17年湯沢市条例第57号）第35条の2第1項の申告書をいう。）

イ アに係る青色申告決算書又は収支内訳書

ウ 令和4年1月以降に事業を開始した者にあつては、開業届出書及び対象期間における支援対象経費の支出を証する領収書等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(支援金の給付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があつたときは、これを審査し、相当と認めたときは、エネルギー価格高騰対策緊急支援金給付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(振込不能等の取扱)

第9条 市長は、前条の規定による給付の決定を行った後、給付申請書の不備による振込不能等、申請者の責に帰すべき事由により支援金の給付ができなかった場合であつて、市長が確認等に努めた上でなお補正が行われなかったときは、当該給付申請書による申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者があつたときは、その者に対し、給付を行った支援金の返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年12月16日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。